



県 章

滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）
7 月 28 日
号 外 （ 1 ）
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	4

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した平成20年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月28日

滋賀県監査委員	佐 野 高 典
”	終 勝 次
”	平 居 新 司 郎
”	宮 村 統 雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
南部環境・総合事務所	平成21年5月28日
甲賀環境・総合事務所	平成21年5月25日
東近江環境・総合事務所	平成21年6月5日
湖東環境・総合事務所	平成21年6月4日
湖北環境・総合事務所	平成21年5月26日
高島環境・総合事務所	平成21年6月9日
西部県税事務所	平成21年6月8日・7月8日
南部県税事務所	平成21年5月28日・7月8日
中部県税事務所	平成21年6月5日・7月8日
東北部県税事務所	平成21年5月26日・7月8日
自動車税事務所	平成21年6月8日・7月8日
西部・南部森林整備事務所	平成21年6月15日
甲賀森林整備事務所	平成21年6月11日
中部森林整備事務所	平成21年6月16日
湖北森林整備事務所	平成21年6月18日
南部健康福祉事務所	平成21年6月12日・7月8日
甲賀健康福祉事務所	平成21年5月25日・7月8日
東近江健康福祉事務所	平成21年6月5日・7月8日
湖東健康福祉事務所	平成21年6月4日・7月8日
湖北健康福祉事務所	平成21年5月26日・7月8日
高島健康福祉事務所	平成21年6月9日・7月8日
大津・南部農業農村振興事務所	平成21年6月12日
甲賀農業農村振興事務所	平成21年6月11日

東近江農業農村振興事務所	平成21年 6 月16日
湖東農業農村振興事務所	平成21年 6 月19日
湖北農業農村振興事務所	平成21年 6 月18日
高島農業農村振興事務所	平成21年 6 月 9 日
大津土木事務所	平成21年 6 月15日
南部土木事務所	平成21年 6 月12日
甲賀土木事務所	平成21年 6 月11日
東近江土木事務所	平成21年 6 月16日
湖東土木事務所	平成21年 6 月19日
長浜土木事務所	平成21年 6 月18日
木之本土土木事務所	平成21年 6 月17日
高島土木事務所	平成21年 6 月17日
東京事務所	平成21年 6 月 2 日

(注) 平成21年 7 月 8 日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

自動車税事務所

- (7) 自動車税および自動車取得税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成21年 5 月末日現在の収入未済額（法定徴収猶予分を除く。）は、前年同期に比べ3,758千円増加し、79,212千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
- (4) 自動車取得税にかかる課税について、平成20年度税制改正に伴うシステム修正が不十分な課税標準額照会システムを用いて申告指導したことが原因で、349件、2,614,500円の課税を誤っている事例が認められたので、今後は適正な課税事務に努められたい。

東近江農業農村振興事務所

職員の不注意による交通事故（県過失割合100% 1 件、県過失割合80% 1 件）が発生し、保険を含めて 688,500 円が支払われている。今後は、事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

南部土木事務所

河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成21年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ344,237円増加し、860,687円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

甲賀土木事務所

職員の不注意による交通事故（県過失割合100%）が発生し、保険を含めて598,647円が支払われている。今後は、事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

湖東土木事務所

愛知川彦根線補助踏切除却工事において、工事請負人の申し出による契約解除に伴う前払金剰余金880,299円の収入未済が発生しているため、適正な債権管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（15件）

- ・ 県税、生活保護費の返還金について収入未済の解消を求めるもの
（南部県税事務所、中部県税事務所、東北部県税事務所、甲賀健康福祉事務所、高島健康福祉事務所）
- ・ 県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き

続きその解消を求めるもの

（西部県税事務所、南部健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所、湖北健康福祉事務所、大津土木事務所、甲賀土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所、高島土木事務所）

- ・ 調定・収入時期が遅延しているもの

（大津土木事務所）

(4) 支出関係（3 件）

- ・ 補助金等に係る手続が適正でないもの

（甲賀農業農村振興事務所、湖北農業農村振興事務所）

- ・ 諸手当の支給を誤っているもの

（湖東環境・総合事務所）

(7) 契約関係（2 件）

- ・ 仕様書の積算誤りがあるもの

（高島農業農村振興事務所）

- ・ その他契約に係る事務処理が適当でないもの

（甲賀土木事務所）

(エ) 工事関係（2 件）

- ・ 着工前の処置が不十分なもの

（湖東土木事務所）

- ・ 設計変更の理由、時期、手続きが適切でないもの

（湖北農業農村振興事務所）

(オ) 財産関係（5 件）

- ・ 交通事故等の防止を求めたもの

（南部健康福祉事務所、湖東農業農村振興事務所、大津土木事務所、長浜土木事務所、高島土木事務所）

- (3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成21年5月25日から6月19日までおよび7月8日に実施した36機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 庁舎管理経費の一層の削減について（各環境・総合事務所）

庁舎管理に係る各種の保守点検業務については、設備機器の特殊性や技術の専門性等を理由にメーカーまたはメーカー系列の特定事業者（以下「特定事業者」という。）との1者随意契約によっている事例が多く見受けられる。

一例として、昇降機の保守点検については、一部の機関では前述のとおり1者随意契約によっているが、別の機関では複数業者による競争の上、特定事業者以外の業者と契約している。

今一度業務を精査し、より競争性を発揮した契約への見直しを行い、経費の一層の削減を図られたい。

(2) 適正な会計事務執行を確保する取り組みの徹底について（各環境・総合事務所）

会計事務の適正執行については、執行機関において会計事務の執行能力を高めることとともに、出納機関において厳格な審査・指導を推進していくことが必要である。

しかしながら地方機関の監査では、随意契約の根拠法令適用誤りや契約書の収入印紙貼付漏れなどの不適正事例が散見されている。

平成21年度の組織再編において、課内組織として「会計室」を設けることにより、内部牽制機能の強化が図られたところであり、その与えられた使命に基づき十分な審査・指導の役割をしっかりと果たされたい。

(3) 駐車場の職員利用の適正化について（東近江環境・総合事務所、高島環境・総合事務所、湖東健康福祉事務所）

東近江合同庁舎、高島合同庁舎および湖東健康福祉事務所においては、駐車場用地として有償で土地を借り上げ、職員の通勤用車両の駐車に無償で利用させている。

本来、県が整備する庁舎駐車場は、来庁者の利用に供することが目的であり、職員用駐車場の借上げ経費につ

いて全額を公費で対応することの妥当性について検討され、必要な対応を図られたい。

(4) 督促状誤送付発生の原因追及と対応について（西部県税事務所）

県税事務は、職員の善良な注意をもって執行され、組織の内部チェックが有効に機能することにより適正な事務処理が確保される。

今般、法人二税について既に納付済の納税者に対し督促状を誤って送付するという事態が発生したことを受け、職員の注意喚起にとどまらず、誤送付の発生原因を追及し、誤りを未然に防止する内部チェック体制を再構築するための具体的方策を講じられたい。

(5) 公共事業用地の未登記の解消について（各土木事務所）

各土木事務所においては、過去に取得した公共事業用地の中に、今なお未登記である土地が多数存在している。

将来の所有権争議を未然に防止するためにも、未登記状態にある上記土地の解消に向けた具体的な取り組み方策を講じられたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年7月28日

滋賀県監査委員	佐	野	高	典
〃	柗		勝	次
〃	平	居	新	司郎
〃	宮	村	統	雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	彦根子ども家庭相談センター
監 査 執 行 年 月 日	平成21年3月4日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日
監 査 の 結 果	職員の不注意による交通事故（県過失割合100%）が発生し、保険を含めて1,163,322円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	公用車の事故防止については、職員会議等のあらゆる機会を通じて安全運転に心がけるよう注意を促すとともに、各職員の「ひやり、はっと」体験の発表や公用車による出張の際には「気をつけて」といった「声かけ運動」の実践等、事故防止に対する意識啓発を図っている。 今後、より一層、ゆとりある運転をするよう指導し、交通事故の再発防止に努める。

監査執行対象機関名	北大津養護学校
監 査 執 行 年 月 日	平成21年3月4日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日
監 査 の 結 果	通勤手当の支給において、認定距離を誤ったため、平成15年4月から正当支給額を上回って支給され126,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	通勤手当の認定において、自動車通勤者の認定距離5kmを認定し、6か月ごとの通勤方法の確認時にも本人の申告を信用し再確認を怠った。この結果、平成15年4月から平成21年1月までの間に126,000円の過払いが生じた。 通勤距離5kmを再確認のため公用車で計測したところ、その距離は4kmであった。通勤距離を4kmとして再認定するとともに、過払いとなっている支給額を5年間に遡り戻入の措置を行った。 現年分18,000円の戻入は2月分給与支給時に戻入手続きを行い、また、過年度分90,000円の戻入は納付書により3月4日に完納した。

なお、今後の通勤手当の認定および6 か月ごとの確認時においては、地図等を参考に認定誤りのないよう努めていく。

